

「袖ヶ浦市高齢者支援協力バス事業(試行実施)」利用手引

本事業は、袖ヶ浦健康づくり支援センター（ガウランド）利用者の送迎用として運行している送迎バスを事業者のご厚意により、高齢者外出支援として活用させていただく事業ですので、円滑な運行にご協力ください。

なお、本事業は送迎バスの空席を活用した支援であるため、空席状況等の理由により乗車できない場合がありますので、ご了承ください。

また、本事業はガウランド行きの送迎を活用したものであり、帰りの送迎はありませんのでご注意ください。

1. 利用対象者

- (1) 市内在住の満 65 歳以上の方
- (2) 1 人で送迎バスの乗り降りが可能で、乗車中の身の安全を介添えなしに確保できる方

2. 利用手続について

- (1) 「袖ヶ浦市高齢者支援協力バス事業利用申請書兼同意書」を市のホームページ又は受付場所で入手します。【受付場所】 高齢者支援課（郵送可） 平川・長浦行政センター
- (2) 申請書に必要事項を記入し、申請書を受付場所のいずれかに提出します。
- (3) 「パスカード」を即日交付します。（高齢者支援課の窓口で申請された場合）

※以下に該当する場合は、後日郵送します。

- ① 高齢者支援課に郵送で提出した場合
- ② 高齢者支援課以外の受付場所に提出した場合

※袖ヶ浦健康づくり支援センター（ガウランド）にご用のある方は、手続不要です。

<お問い合わせ先>

〒299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場 1 番地 1

袖ヶ浦市高齢者支援課 高齢者福祉班

電話 0 4 3 8 - 6 2 - 3 2 1 9 E-mail sode14@city.sodegaura.chiba.jp

3. 利用上の注意事項

- (1) パスカードは利用者本人しか使用できません。※譲渡や又貸し等での使用はできません。
- (2) 予定通過時刻の5分前には乗車場所でお待ちください。
- (3) バスが近づいたら、手をあげてお知らせください。
- (4) 乗車するときに、運転手にパスカードを提示し、乗降用紙をお渡しください。
なお、乗降用紙には乗降場所が分かるよう○を付けてください。
- (5) 乗車中は、運転者の指示に従い、シートベルトを着用するなど、安全な乗車を心掛けてください。
- (6) 空席状況や運行時間の遅延により乗車できない場合がありますので、ご了承ください。
- (7) 個人での利用に限り、団体での利用はできません。
- (8) 運行時刻はガウランドの業務に合わせて設定されたものであり、時間にずれが生じる場合があります。
- (9) 自らの不注意による事故は、責任を負いませんので、ご了承願います。
- (10) 袖ヶ浦市外へ転出するなど利用資格を喪失した場合は、高齢者支援課にパスカードを返却してください。

4. 利用に際して

- (1) 「袖ヶ浦市高齢者支援利用パスカード」の利用開始日から使用できます。
(有効期限はありません。)
- (2) 交通事情や施設の開館状況等により、遅延または運休が生じる場合がございます。
- (3) 事業の廃止やカードの更新が生じる場合があります。その場合は、別途通知いたします。
- (4) 本事業は、ガウランド利用者の送迎用として運行している送迎バスを、事業者のご協力により運営されていることを十分ご理解のうえ、ご利用ください。

5. ガウランド送迎バス

(1) 運行車両



(2) 時刻表 (令和6年4月1日現在)

のぞみ野経由 平岡方面 (ガウランド行き)

停留所		水曜日	木曜日	土曜日
①	横田駅	10:11	15:26	9:11
②	神子学院前	10:13	15:28	9:13
③	平川行政センター	10:16	15:31	9:16
④	鹿島区公民館前	10:19	15:34	9:19
⑤	かさはら睡眠館向かい	10:21	15:36	9:21
⑥	平川保育所	10:22	15:37	9:22
⑦	日東交通「大山田」バス停	10:24	15:39	9:24
⑧	日東交通「農協平岡支店」バス停	10:26	15:41	9:26
⑨	滝ヶ沢自治会館	10:30	15:45	9:30
⑩	もみの木台ソーラー発電前	10:33	15:48	9:33
⑪	日東交通「のぞみ野ターミナル」バス停	10:39	15:54	9:39
⑫	日東交通「のぞみ野中央」バス停	10:41	15:56	9:41
⑬	日東交通「のぞみ野」バス停	10:43	15:58	9:43
⑭	根形駐在所	10:46	16:02	9:47
⑮	袖ヶ浦公園管理事業所前	10:50	16:05	9:50
	ガウランド	10:55	16:10	9:55

乗降できるのは時刻表で定めた時刻のみです。

水曜日・木曜日・土曜日が祝日の場合は、運休日となりますのでご注意ください。

※運休日…月曜日・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)、施設点検日



滝の口・大竹経由 平川方面（ガウランド行き）

停留所		火曜日	木曜日	金曜日	土曜日
①	成蔵公民館向かい	9:13	10:48	10:08	11:03
②	横田駅	9:15	10:50	10:10	11:05
③	高橋医院前	9:16	10:51	10:11	11:06
④	平川郵便局前	9:17	10:52	10:12	11:07
⑤	メープルホール横田向かい	9:18	10:53	10:13	11:08
⑥	大鳥居バス停	9:19	10:55	10:14	11:09
⑦	滝の口公会堂	9:24	10:59	10:19	11:14
⑧	滝の口西公園向かい	9:25	11:00	10:20	11:15
⑨	袖ヶ浦市消防第二十分団詰所前	9:28	11:03	10:23	11:18
⑩	セブンイレブン宮田大橋店前	9:30	11:05	10:25	11:20
⑪	上宮田集会所向かい	9:32	11:07	10:27	11:22
⑫	八幡宮前	9:33	11:08	10:28	11:23
⑬	カメラアヒルズ向かい	9:35	11:10	10:30	11:25
⑭	大竹ごみ収集所前（3つの真ん中）	9:37	11:12	10:32	11:27
⑮	富岡分館	9:39	11:14	10:34	11:29
⑯	(有)小野商店 阿部SS前	9:41	11:16	10:36	11:31
⑰	堂谷集会所前	9:42	11:17	10:37	11:32
⑱	平川行政センター	9:47	11:22	10:42	11:37
	ガウランド	9:55	11:30	10:50	11:45

乗降できるのは時刻表で定めた時刻のみです。

火曜日・木曜日・金曜日・土曜日が祝日の場合は、運休日となりますのでご注意ください。

※運休日…月曜日・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、施設点検日



高谷・林経由 平岡方面（ガウランド行き）

停留所		水曜日	金曜日
①	平岡公民館	15:37	15:42
②	野里公民館向かい	15:40	15:45
③	かさはら睡眠館向かい	15:43	15:48
④	平川保育所	15:44	15:49
⑤	キッズ&ミニクラフト手前	15:47	15:52
⑥	幽谷通り入り口	15:50	15:55
⑦	林公会堂	15:53	15:58
⑧	諏訪神社下集積場前	15:54	15:59
⑨	福寿院下駐車場前	15:56	16:01
⑩	旧平岡小学校幽谷分校前	15:57	16:02
⑪	金堀通り入口	15:58	16:03
⑫	定度ラーメン向かい	16:01	16:06
⑬	セブンイレブン上泉店向かい	16:02	16:07
⑭	下泉農村広場前	16:04	16:09
⑮	ツユザキ電器向かい	16:07	16:12
⑯	日東交通「東岩井」バス停	16:09	16:14
⑰	太田サイクル店前	16:10	16:15
	ガウランド	16:15	16:20

乗降できるのは時刻表で定めた時刻のみです。

水曜日・金曜日が祝日の場合は、運休日となりますのでご注意ください。

※運休日…月曜日・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、施設点検日



<記入例>

利用対象者は市内在住の満65歳以上の方です。

様式第1号（第4条関係）

袖ヶ浦市高齢者支援協力バス事業利用申請書兼同意書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

申請日を記入してください

袖ヶ浦市高齢者支援協力バス事業の利用をしたいので、袖ヶ浦市高齢者支援協力バス事業利用要領第4条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

申請者	フリガナ ソデガウラ タロウ		昭和33年1月1日生		
	氏名 袖ヶ浦 太郎				
	住所 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1				
		電話 0438-62-2111			
緊急連絡先	氏名	続柄	住所	電話	
	袖ヶ浦 次郎	長男	〇〇市〇〇	①0438-〇〇 ②090-〇〇	
希望路線	1 のぞみ野 経由 平岡方面				
	2 滝の口・大竹 経由 平川方面				
	3 高谷・林 経由 平岡方面				

希望する路線に○を付けてください。

袖ヶ浦市高齢者支援協力バス事業は、体力づくり指導協会が袖ヶ浦健康づくり支援センターを利用する者の送迎用として運行している送迎バスを、厚意による社会貢献として活用する事業であることを理解し、本事業を円滑に進めるため次の全ての事項に同意いたします。

- 1 送迎バスに乗車中は、運転手の指示に従うこと。
- 2 空席が無く乗車できない場合があること。
- 3 運行の時刻は、袖ヶ浦健康づくり支援センターを利用する者のために設定されたものであること。
- 4 運行の時間に若干のずれが生じることがあること。
- 5 利用に当たっては、個人での利用に限り、団体での利用はしないこと。
- 6 乗車中はシートベルトを着用するなど、安全な乗車に努めること。
- 7 自らの不注意による事故は、市及び体力づくり指導協会に対して、その責任を問わないこと。
- 8 申請書に記載された氏名、住所及び生年月日について、協力バス事業の円滑な運行のための情報としてのみ利用することを条件として体力づくり指導協会に提供すること。

様式第1号（第4条関係）

袖ヶ浦市高齢者支援協力バス事業利用申請書兼同意書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

袖ヶ浦市高齢者支援協力バス事業の利用をしたいので、袖ヶ浦市高齢者支援協力バス事業利用要領第4条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

申請者	フリガナ		年 月 日生	
	氏名			
住所	袖ヶ浦市			
	電話			
緊急連絡先	氏名	続柄	住所	電話
希望路線	1 のぞみ野 経由 平岡方面			
	2 滝の口・大竹 経由 平川方面			
	3 高谷・林 経由 平岡方面			

記

袖ヶ浦市高齢者支援協力バス事業は、体力づくり指導協会が袖ヶ浦健康づくり支援センターを利用する者の送迎用として運行している送迎バスを、厚意による社会貢献として活用する事業であることを理解し、本事業を円滑に進めるため次の全ての事項に同意いたします。

- 1 送迎バスに乗車中は、運転手の指示に従うこと。
- 2 空席が無く乗車できない場合があること。
- 3 運行の時刻は、袖ヶ浦健康づくり支援センターを利用する者のために設定されたものであること。
- 4 運行の時間に若干のずれが生じることがあること。
- 5 利用に当たっては、個人での利用に限り、団体での利用はしないこと。
- 6 乗車中はシートベルトを着用するなど、安全な乗車に努めること。
- 7 自らの不注意による事故は、市及び体力づくり指導協会に対して、その責任を問わないこと。
- 8 申請書に記載された氏名、住所及び生年月日について、協力バス事業の円滑な運行のための情報としてのみ利用することを条件として体力づくり指導協会に提供すること。

<記入例>

乗車・降車する場所に○をつけて、乗車時に運転手にお渡しください。

様式第4号（第8条関係）

乗降用紙（のぞみ野経由 平岡方面）

袖ヶ浦市長 様

年 月 日

利用日を記入してください

袖ヶ浦市高齢者支援協力バス事業利用要領第8条の規定により、下記のとおり提出します。

	停留所	乗車場所	降車場所
①	横田駅	○	
②	神子学院前		
③	平川行政センター		
④	鹿島区公民館前		
⑤	かさほら睡眠館向かい		
⑥	平川保育所		
⑦	日東交通「大山田」バス停		
⑧	日東交通「農協平岡支店」バス停		
⑨	滝ヶ沢自治会館		
⑩	もみの木台ソーラー発電前		
⑪	日東交通「のぞみ野ターミナル」バス停		
⑫	日東交通「のぞみ野中央」バス停		
⑬	日東交通「のぞみ野」バス停		
⑭	根形駐在所		
⑮	袖ヶ浦公園管理事業所前		○
	ガウランド		

乗降用紙（のぞみ野経由 平岡方面）

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

袖ヶ浦市高齢者支援協力バス事業利用要領第8条の規定により、下記のとおり提出します。

	停留所	乗車場所	降車場所
①	横田駅		
②	神子学院前		
③	平川行政センター		
④	鹿島区公民館前		
⑤	かさほら睡眠館向かい		
⑥	平川保育所		
⑦	日東交通「大山田」バス停		
⑧	日東交通「農協平岡支店」バス停		
⑨	滝ヶ沢自治会館		
⑩	もみの木台ソーラー発電前		
⑪	日東交通「のぞみ野ターミナル」バス停		
⑫	日東交通「のぞみ野中央」バス停		
⑬	日東交通「のぞみ野」バス停		
⑭	根形駐在所		
⑮	袖ヶ浦公園管理事業所前		
	ガウランド		

乗降用紙（滝の口・大竹経由 平川方面）

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

袖ヶ浦市高齢者支援協力バス事業利用要領第8条の規定により、下記のとおり提出します。

	停留所	乗車場所	降車場所
①	成蔵公民館向かい		
②	横田駅		
③	高橋医院前		
④	平川郵便局前		
⑤	メープルホール横田向かい		
⑥	大鳥居バス停		
⑦	滝の口公会堂		
⑧	滝の口西公園向かい		
⑨	袖ヶ浦市消防第二十分団詰所前		
⑩	セブンイレブン宮田大橋店前		
⑪	上宮田集会所向かい		
⑫	八幡宮前		
⑬	カメラアヒルズ向かい		
⑭	大竹ごみ収集所前（3つの真ん中）		
⑮	富岡分館		
⑯	(有)小野商店 阿部SS前		
⑰	堂谷集会所前		
⑱	平川行政センター		
	ガウランド		

乗降用紙（高谷・林経由 平岡方面）

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

袖ヶ浦市高齢者支援協力バス事業利用要領第8条の規定により、下記のとおり提出します。

停留所	乗車場所	降車場所
① 平岡公民館		
② 野里公民館向かい		
③ かさはら睡眠館向かい		
④ 平川保育所		
⑤ キッズ&ミニクラフト手前		
⑥ 幽谷通り入り口		
⑦ 林公会堂		
⑧ 諏訪神社下集積場前		
⑨ 福寿院下駐車場前		
⑩ 旧平岡小学校幽谷分校前		
⑪ 金堀通り入口		
⑫ 定度ラーメン向かい		
⑬ セブンイレブン上泉店向かい		
⑭ 下泉農村広場前		
⑮ ツユザキ電器向かい		
⑯ 日東交通「東岩井」バス停		
⑰ 太田サイクル店前		
ガウランド		

袖ヶ浦市高齢者支援協力バス事業利用要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人体力づくり指導協会（以下「体力づくり指導協会」という。）が運行する市内の送迎バス（以下「送迎バス」という。）の路線において、送迎バスの空席を利用して高齢者の外出を支援することを目的とする。

(利用対象者)

第2条 送迎バスを利用した袖ヶ浦市高齢者支援協力バス事業（以下「協力バス事業」という。）の利用対象者は、本市に住所を有する満65歳以上の者で、一人で送迎バスの乗り降りが可能であり、かつ、乗車中の自らの身の安全を介添えなしに確保することができるものとする。

(事業の内容)

第3条 協力バス事業の内容は、次に定めるとおりとする。

- (1) 体力づくり指導協会は、協力バス事業の目的を理解し、業務に支障がない範囲で協力バス事業を利用する者の運送を無償で行う。
- (2) 市は、協力バス事業の運営に必要な周知を行う。
- (3) 協力バス事業の運行日、運行時間及び運行路線は、体力づくり指導協会が袖ヶ浦健康づくり支援センターを利用する者を送迎するために設定する範囲内で、別に定めるものとする。

(利用申請)

第4条 協力バス事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、袖ヶ浦市高齢者支援協力バス事業利用申請書兼同意書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出し、袖ヶ浦市高齢者支援協力バス事業利用パスカード（様式第2号。以下「パスカード」という。）の交付を受けなければならない。

2 申請者は、申請書の提出に当たり、次に掲げる事項に同意しなければならない。

- (1) 送迎バスに乗車中は、運転者の指示に従うこと。
- (2) 空席が無く乗車できない場合があること。
- (3) 運行の時刻は、袖ヶ浦健康づくり支援センターを利用する者のために設定されたものであること。
- (4) 運行の時間に若干のずれが生じることがあること。

- (5) 利用に当たっては、個人での利用に限り、団体での利用はしないこと。
- (6) 乗車中はシートベルトを着用するなど、安全な乗車に努めること。
- (7) 自らの不注意による事故は、市及び体力づくり指導協会に対して、その責任を問わないこと。
- (8) 申請書に記載された氏名、住所及び生年月日について、協力バス事業の円滑な運行のための情報としてのみ利用することを条件として体力づくり指導協会に提供すること。

(利用決定)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査した上、利用の可否を決定し、利用の決定をしたときは、申請者に対しパスカードを交付し、利用の却下を決定したときは、袖ヶ浦市高齢者支援協力バス事業利用却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(利用料金)

第6条 協力バス事業の利用料金は、無料とする。

(利用時の事故等)

第7条 送迎バス運行中に発生した事故について運転手、体力づくり指導協会及び本市の責に帰すべき事由がない場合は、利用者に対し一切の責任を負わないものとする。

(利用方法)

第8条 パスカードの交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、協力バス事業を利用するときは、運転手にパスカードを提示し、乗降場所を示した乗降用紙（様式第4号）を渡さなければならない。

(譲渡等の禁止)

第9条 利用者は、パスカードを他人に使用させ、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(資格の喪失)

第10条 利用者は、第2条に規定する利用対象者の要件を満たさなくなったとき、又は協力バス事業が終了となったときは、利用する資格を喪失する。

(パスカードの返還)

第11条 利用者が、前条の規定に該当し、協力バス事業を利用する資格を喪失したときは、速やかにパスカードを返還しなければならない。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

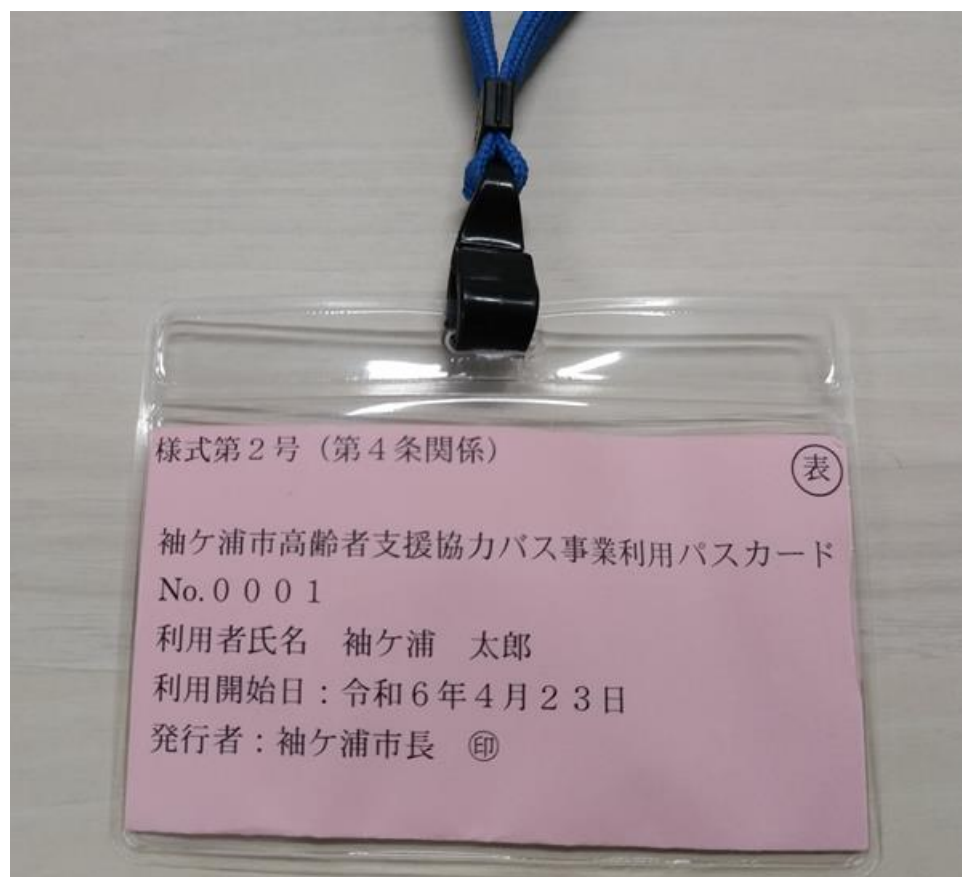
(施行期日)

1 この要領は、令和6年4月23日から施行する。

(準備行為)

2 第4条の規定による利用申請その他必要な準備行為は、この要領の施行前においても行うことができる。

【袖ヶ浦市高齢者支援利用パスカード見本】



【高齢者支援協力バス事業保険について】

利用者がバスの乗車から下車までの間に発生した偶然な外来（原因又は結果の発生を被災者が予知できない状態であり、かつ、被災者の身体に内在するものでない状態）の事故により、死亡又は身体障害（後遺障害を伴うものに限る。）若しくは入通院を伴う傷害を被った場合は、以下の保障内容を給付します。事故が発生した場合は、高齢者支援課までご連絡ください。

保障内容

- (1) 死亡保障：300万
- (2) 後遺障害補償：300万
- (3) 傷害補償
 - ア 入院：1日 2,000円
 - イ 通院：1日 1,000円



<お問い合わせ先>

〒299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1

袖ヶ浦市高齢者支援課 高齢者福祉班

電話0438-62-3219

E-mail sode14@city.sodegaura.chiba.jp